

令和元年度

公明党会派 都市行政視察

調査議員 大竹口武光・藤澤昌隆・今野祐子・椎名成

期間 令和元年10月7日（月）～10月10日（木）

調査先及び調査内容

- 北九州市 北九州市役所（北九州市小倉北区場内1番1号）
 - ・プラスチックスマート推進事業について
- 大分市 大分市役所（大分市荷揚町2-21）
 - ・障がい者就労応援企業認定制度について
- 長崎市 長崎市役所（長崎市桜町2番22号）
 - ・手話言語普及の取り組みについて

◆ 調査項目：プラスチックスマート推進事業について

◆ 調査日時：令和元年 10 月 8 日（火） 13 時 30 分～14 時 30 分

◆ 調査先：北九州市役所（北九州市小倉北区城内 1 番 1 号）

【調査概要】

近年、世界全体で年間数百万トンを超えるプラスチックごみの海洋流出があると推計され、海洋生物の大きな脅威となるなど、地球規模での環境汚染が懸念されている。本市においてもプラスチックごみは「燃えないゴミ袋」で埋め立てるのが現状で、将来に大きな負荷をかけるこの状況でいいのか、大きな問題である。



過去に議会質問で、プラスチックのリサイクルや資源化について質問をしたこともあるが、今後くりりんセンターの立て替えに際し議論になるものと思われる、プラスチック資源化のプラント建設には多大な予算を必要とする。

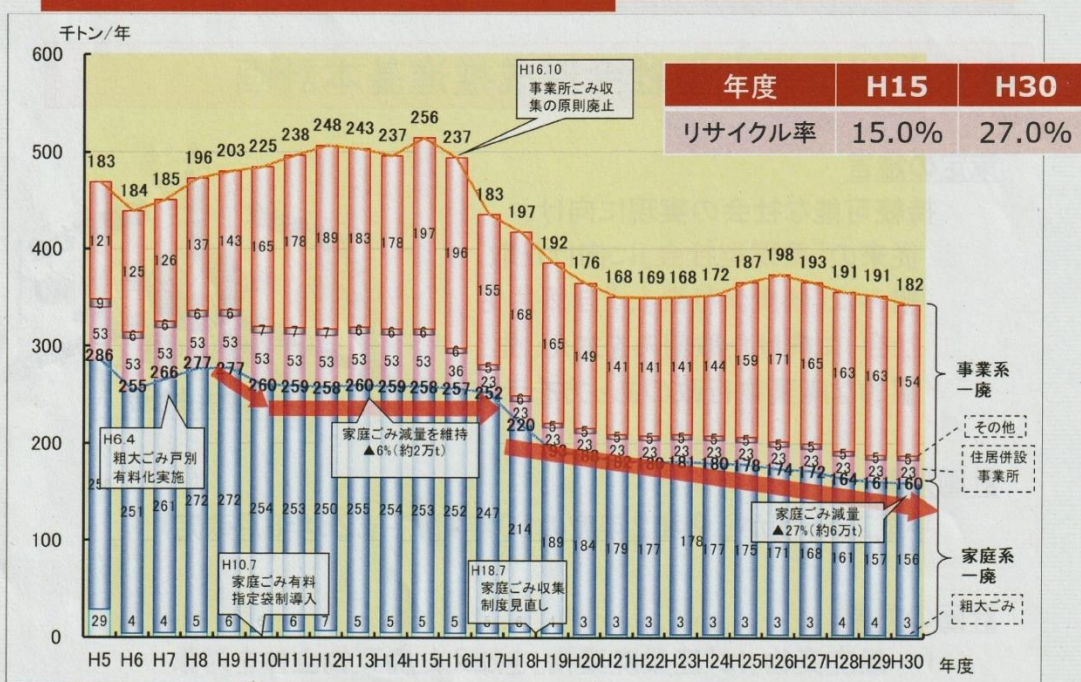
北九州市では、「排出削減」、「リユース・リサイクル」、「徹底回収」等の観点で、率先した取り組みを総合的に実施し、市民、企業等の皆様と協働でプラスチックごみの削減に取り組んでいる。その取り組みを調査するものである。

【北九州市のごみ処理の現状】

北九州市では平成5年までは分別をせずに、ごみは処理を重視した回収を行ってきた。それが平成5年度からリサイクルを視野に入れた分別収集のごみ処理を行い、「循環型社会」に向けた取り組みに「低炭素社会」、「自然共生社会」に向けた取り組みを加え、先駆的な廃棄物行政の在り方を示す計画を立てる。現在は平成23年度から令和2年度までの10年間の「北九州市循環型社会形成推進基本計画」の最終年度に当たる。

平成5年度からのごみ処理の現状は、平成 16 年度までは家庭系はほぼ横ばいなのに対し、事業系は増え続けていたが、平成 16 年度から事業系のごみ収集を原則禁止にした結果、事業系のごみは年々減ってきている。また家庭形のごみも、家庭ごみ収集の見直しを行った結果、現在に至るまで減少傾向にある。

1 北九州市のごみ処理の現状



また近年のプラスチック類の収集量は下記の表のとおりである。

北九州市では、プラスチック製容器包装の回収に際し、分別協力率は約 40%という事で、残りの6割が家庭ごみに含まれており、市民に対しその分別協力が課題であると話されていた。

1 北九州市のごみ処理の現状

●近年の主なプラスチック類の収集量

種類	H28	H29	H30	収集方法
プラスチック製容器包装	7,154トン	7,062トン	7,059トン	ステーション回収
ペットボトル	2,315トン	2,337トン	2,421トン	ステーション回収
トレイ (推計値)	98トン	96トン	81トン	拠点回収

※選別前のため、一部不適物を含む

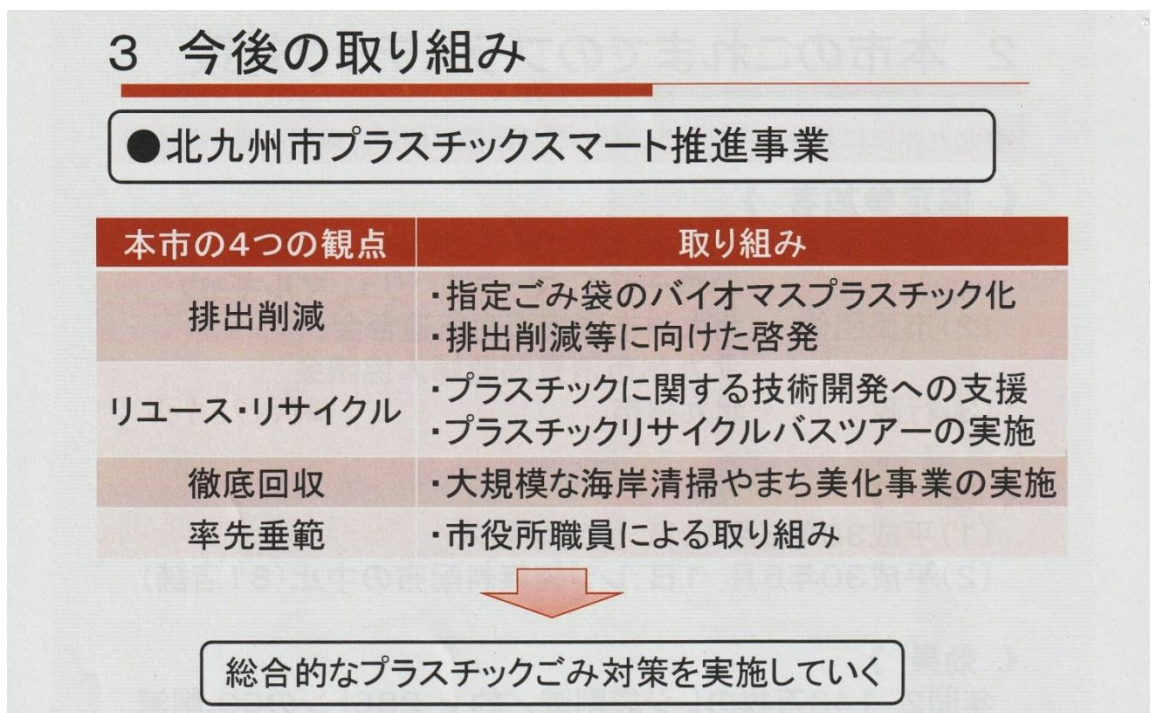
【プラスチックごみ対策】

北九州市では、平成9年にペットボトルの分別回収を開始、平成12年にはトレイ拠点回収を開始、平成18年に家庭ごみの収集制度を大きく見直し、例えば家庭用ごみ袋(大)を15円から50円に引き上げ、また資源化物回収袋も有料化を開始、プラスチック製容器包装分別も開始する。その資源化物のごみ袋は、5枚100円と家庭用ごみ袋に比べ安く設定することにより、資源化ごみの回収率を上げる工夫もされていた。

【北九州プラスチックスマート推進事業】

以上のことから、北九州市では4つの観点から「北九州市プラスチックスマート推進事業」に取り組んでいる。一つは「排出削減」。CO2 排出削減に向けて、指定ごみ袋のバイオマスプラスチック化。そしてCO2 排出削減に向けた啓発を行う。二つ目は「リユース・リサイクル」。プラスチックに関する技術開発への支援を行う。またプラスチックリサイクルバスツアーの実施をする。これは小学生を対象に工場見学を実施し、リサイクルに関する一連の工程について施設見学を行うという

もの。三つめは「徹底回収」。ボランティア団体をはじめとした市民参加による大規模な海岸清掃を実施し、プラスチックごみの海洋流出を防止するとともに、回収したごみや清掃風景をパネル展示することで、プラスチックごみ問題を啓発し、市民意識の向上を図る。そして四つ目は「率先垂範」。市役所職員によるマイバック、マイボトル、マイカップの使用を促進し、会議等でのペットボトルの提供を抑制し、日常生活での使い捨てプラスチックの削減やごみ分別の徹底など、プラスチックごみ削減に向けて、市役所職員自ら先導的に取り組むというものである。



【質疑応答】

質 :ごみ回収について、ごみステーションの数とごみステーションはどのような単位でおかれているのか。

答 :ごみステーションは市内約4万か所。家庭用ごみステーションは 10~20 世帯に1か所。資源用ごみステーションは約 50 世帯に1か所設けている。ごみ用のネットは使用していない。

質 :ごみステーションの収集箱の設置についてはどのように行われているのか。

答 :ごみステーションにおかれる収集箱は、最大5万円まで金額の2分の1を補助金としている。

質 : 指定ごみ袋のバイオマスプラスチック化について、原材料の 10%を使うという事だが、その理由について。

答 : これは国において比重を 10%以上のバイオマスプラスチックにするよう言われており、本市としても 10%から始めた。

質 : この比重を増やすことは可能か。

答 : 増やすことは可能だが、石油系の2倍の価格と聞いており難しい問題もある。

質 : クリーニングなどにかぶせるビニールはどうするのか。

答 : これは家庭用ごみなので燃やすごみとなる。CD ケースなども家庭用ごみにはいる。

質 : ごみ袋を 15 円から 50 円に値上げをしたが、市民からは反対はなかったのか。

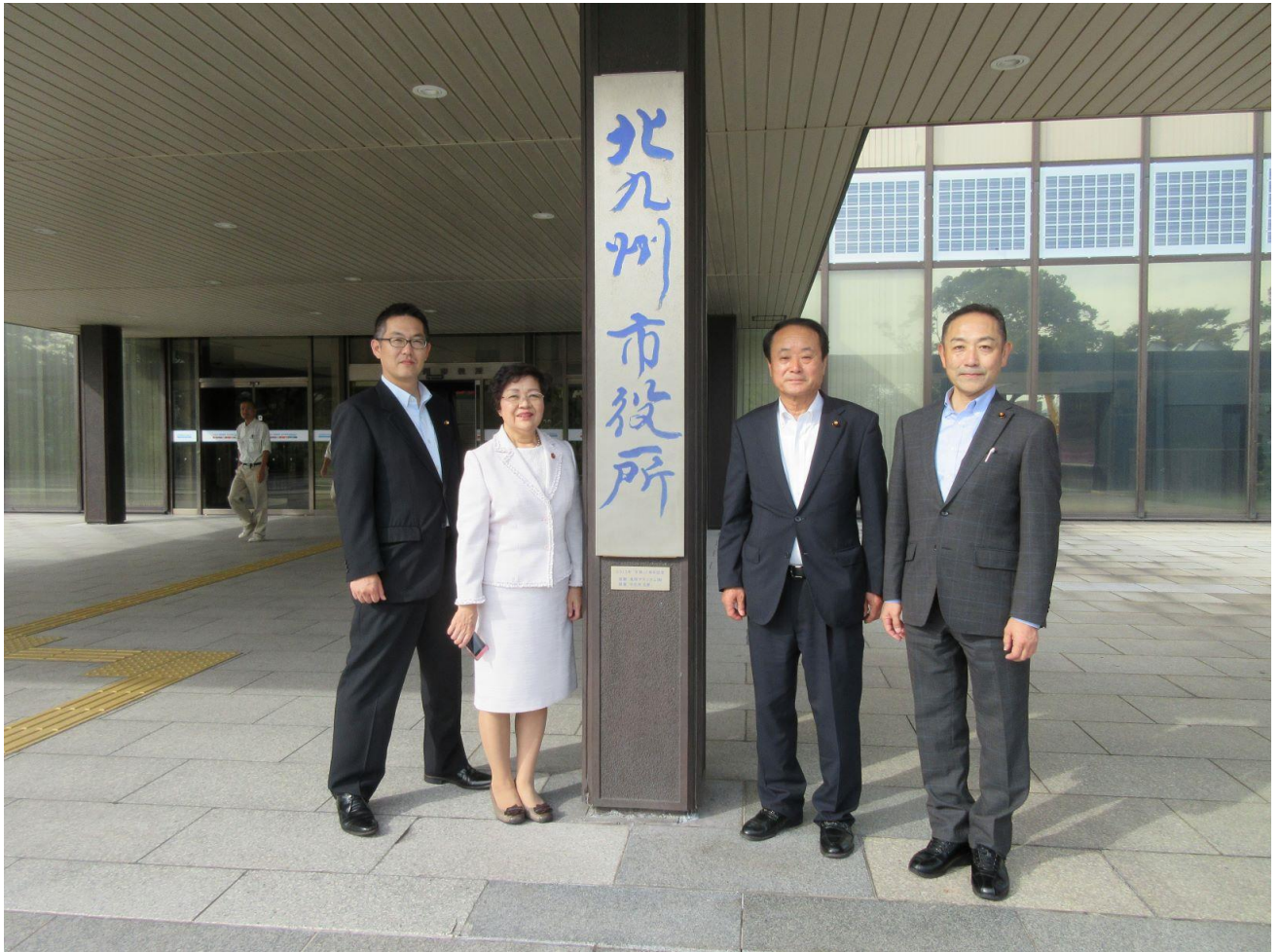
答 : 反対する人もいたが、資源ごみにもお金がかかるという事を丁寧に説明したら、意外と理解を示してくれ、スムーズに移行できた。

【所感】

本市ではくりりんセンターの建て替え時期が来ている。併せて3Rの問題も行政、民間ともに取り組んでいるが、特にプラスチックの問題は世界的な関心事であり、先の G20 でも、プラスチックごみの問題、海洋でのマイクロプラスチックの問題がとりざたされ、2050 年までには海洋プラスチック汚染をゼロにする「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を共有した。しかしながら地方の自治体でできることは何か。できるところからやるべきことは何かを模索しなければならない。

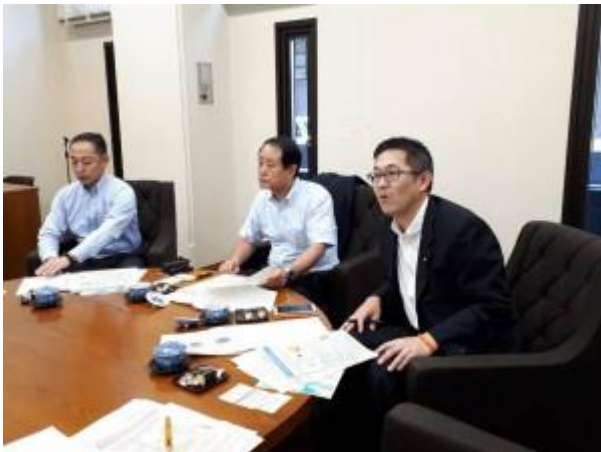
北九州市の「北九州プラスチックスマート推進事業」の4つの項目は、本市においても決して高い目標ではなく、自治体の努力でできるものであると認識をした。

今後技術革新が進み、わがまちで出るプラスチックごみはわがまちで処理をする。そういう持続可能なまちづくりこそが、これから本市が策定する第7期総合計画の SDGsの理念にのっとった取り組みになるのではないだろうか。そういう期待も込めて、都市行政視察を終えた。



- ◆ 調査項目:障がい者就労応援企業認定制度について
- ◆ 調査日時:令和元年 10 月 9 日(水) 10 時 00 分～11 時 30 分
- ◆ 調査先:大分市役所 (大分県大分市荷揚町 2-31)

【調査概要】



年々全国各地において、障がい者の就労に関する問題は注目を集めていると言える。例えば、国が障がい者の法定雇用率を上げているが、地方の自治体においては、なかなか企業における障がい者の雇用率が上がっていかないなどの問題、もしくは障がい者の雇用が企業においてなされても、その後のフォロー体制が少なく、すぐに離職してしまうといった問題、また B 型就労事業所においては、賃金が少なくやりがいにつながらずに、働く意欲が消失してしまうなど、様々な問題が各地において点在していると言える。そういう意味において、先駆的な取り組みを調査するものである。

【大分市障がい者就労応援企業】

今回の、大分市の視察において、まず一つ目に、大分市障がい者就労応援企業について御説明を頂きました。大分市障がい者就労応援企業とは、市内の就労継続支援 A 型、B 型事業所等に仕事をふり、障がい者就労施設等で働く障がい者を応援していると認定された民間事業者のことを言う。

過去に、岡山県などで一時期問題として取り上げられた、就労 A 型事業所の不正の問題、具体的には国の給付費を就労会計に入れるといった問題においても、根本の問題の要因は、障がい者の就労における仕事量の少なさにあると考えられている。よって大分市では、障がい者の就労を応援する企業、仕事を提供してくれる企業を増やす取り組みに力を入れている。

障がい者就労応援企業に認定をされるための要件は4つあり、いずれか1つ以上実施していることが条件となる。



その4項目は、以下の内容となる。

- 1、年間五万円以上の物品または役務発注を行う。
- 2、販売場所の提供をしている。
- 3、作業についての技術的な助言をしている。
- 4、障がい者就労支援に資すると認められる取り組みを実施していること。

応援企業への特典ですが、まずは認定証、認定のマークの贈呈がある。しっかりとした額縁に入った状態で、各企業にお渡しされるとのことで、非常に好評とのこと。店内に飾ることで、一目、障がい者雇用に関して協力的なアクションをしている企業であることがわかるものであ

る。

大分市による認定事業者のPRの目的ですが、やはり一番が販路拡大である。要するに、障がい者就労に取り組む企業、障がい者のお仕事を提供できる企業数の増加がねらいとなっている。課題は、まだまだこれからの取り組みであるということだが、まだ、市内8社しか認定事業者がいらないということで、市としては、地域の企業への営業活動を行うこととしている。

【障がい者優先調達推進企業の優遇】

障がい者就労応援企業として認定をされると、障がい者優先調達推進企業というくりに入り、優遇を受ける権利を有することになる。

優遇措置の内容はいくつかあるが、まず「物品の購入、製造の請負、物件の借入れ及び施設維持管理委託業務の契約」においては、指名競争入札(1者を追加指名するよう努める)と随意契約(施設維持管理委託業務の契約を除く)において優遇される。随意契約の優遇については、「2人以上の者から、見積書を徴するときは、1者追加選定するよう努める」ものと、「1人の者から、見積書を徴するときは、選定機会が多くなるよう努める」の2パターンの優遇が存在する。

次に、建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等の契約についての優遇であるが、一般競争入札(建設工事のみ)において、「入札参加制限対象工事の入札公告日において、手持工事を

2件から3件までとする」という内容の優遇と、指名競争入札において、「1者を追加指名するよう努める」という内容の2パターンの優遇が存在する。

『就労ピアサポートサロンおおいた』

「就労ピアサポートサロンおおいた」とは、障がいの当事者であり、また就労経験者でもあるピアスタッフが中心となり、悩んでいる「障がいのある方の就労生活を応援する」サロンとの説明をうける。

内容は、『同じような体験を持つ参加者同士で体験談を話し合い、相談にのり、情報交換を行うこと、そして、悩みを話し聞くことによって、就労生活のヒントが見つかるよう、障がいのある当事者であり、また、就労経験者であるピアスタッフが中心となりサポートをする』というものだが、課題もあった。一つが、このサロンを利用する方の減少である。障がいを持つ方も高齢化があり、その親たちも当然高齢化しており、サロンの周知啓発などについても、新しい相談希望者の掘り起こしなど含めて、取り組みとしている。

【質疑応答】

質：障がい者就労応援企業についてですが、再度指名競争入札の追加について伺いたい。

答：入札において、確実に取れるというわけではないが、1者追加として入札ができるという特典があるという説明となる。

質：大分市内のA型就労事業所、B型就労事業所の平均賃金についてはいくらくらいか。

答：Aが月7万から8万、Bが月平均1万7000円程度。

質：A型就労、B型就労、それぞれの企業数のデータはあるか伺いたい？

答：Aは32事業所、Bは74事業所となっている。

質：A型就労には大分市は力が入っている方と感じる。他都市と比べた現状はどうか？

答 : 大分市は特に A 型の取り組みにはかなり力を入れている状況である。県内の他都市においても、別府などががんばっている都市は出てきている。

質 : 市役所での障がい者雇用率についてはどのくらいか？

答 : 個人情報の部分で正確な人数、率は情報提供がなされていないが、法定雇用率は超えており、多くの障がい者雇用を行っている状況である。

質 : 障がい者就労応援企業に認定をされた企業の反応はどのようなものか？

答 : 立派な認定証を頂きありがとうございます、との好反応が見られている。

質 : 就労についてではありませんが、地域の重度の障がい者の災害対策などについて伺いたい。

答 : 災害時の要支援者の対応についても非常に力を入れているところである。障がい者の親亡き後の対応についても課題がある。やはり、日頃から周囲といかにコミュニケーションをとっているかも重要と、地域に向けてもお話をしているところである。

質 : ジョブコーチなどの障がい者支援のサポートシステムについては何か取り組んでいるか？

答 : 企業が要望した際にジョブコーチの派遣などがあり、お試しでのジョブコーチの派遣なども行っている。

【所 感】

障がい者就労サポートシステムとしては、ピアスタッフ・障がい当事者が行う支援という内容が印象に残った。帯広市内にもピアスタッフの活動が存在しているが、更に進化していけるように、視察内容を生かし各種課題に取り組みたいと思った。

障がい者就労応援企業の問題ですが、帯広市内においては、障がいを持った方が仕事を希望した際も、A型就労事業所については数が少なく、やむをえずB型就労事業所に勤めざるをえない方も多くおり、またB型については、賃金も低く不満が多くある就労者も多くおられるとの声も聞く。

A型就労事業所が増えていくためには、障がい者のお仕事を提供できる企業がより増えることが必要ではないか。もしくは、障がいを持った方をより多く採用できる企業が増えることも必要である。つまり、より社会・企業が障がい者への理解を増し、帯広市全体として障がい者により優しいまちづくりを進めていく必要があると考える。

企業の障がい者への仕事の発注量に着目していることが新しいと思った。世間一般では、企業における障がい者の採用数の増加についてばかりに頭が回っていることに気が付いた。優遇措置についてが、よりわかりやすい優遇の内容になっていけば、対応して下さる企業の増加につながるのではと思う。

また、説明の時に話があった、大分市において障がい者の在宅就労に力を入れているとの話は、介護離職者の方の就労にも対応ができる内容であり、興味深く聞かせていただいた。障がい者当事者による街角点検についても、帯広市においても今後生かせるのではと思った。当事者の意見を聞かなければ、本当の福祉のまちづくりはできない、という言葉が強く印象に残った。

繰り返しとなりますが、帯広市においても、大分市での視察内容を参考とし、帯広市内の状況を確認の上、様々取り組んでいきたい。



◆ 調査項目：手話言語普及の取り組みについて

◆ 調査日時：令和元年 10 月 10 日（木） 10 時 00 分～11 時 30 分

◆ 調査先：長崎市役所（長崎市桜町 2 番 22 号）

【調査概要】

長崎市の「長崎市手話言語条例」制定は 2019 年 4 月 1 日で、今年度から施行を開始した比較的新しい自治体である。しかし手話通訳養成講座を始めたのは昭和 50 年代と、その歴史は古い。2019 年 10 月 11 日時点で、自治体独自に手話言語条例を制定している自治体は 285 自治体にまで広がった。

北海道では手話言語条例を最初に制定したのは 2014 年 4 月 1 日の石狩市。

その後新得町、鹿追町、名寄市と次々と制定をし、帯広市も 2016 年 4 月 1 日から施行で丸 3 年が経った。特に長崎市では条例の中に「学校における理解の促進」が書かれており、施行後、早速教育現場への手話講座を始めている。帯広市も総合授業の中で手話講座を設けているが、年間の教育プログラムの中に手話の時間を入れるのは非常に難しいと、教育委員会では説明している。

帯広の取り組みと、長崎市の取り組みの違いを調査するものである。

【条例制定までの経緯】

2014 年 9 月に、長崎市議会において「手話言語条例を定める意見書」の提出を求める請願が採択され、手話言語法制定を求める意見書が全会一致で可決され、国に意見書の提出がなされる。その後 2016 年 6 月には、手話言語法の制定や手話に関する施策展開の情報交換等を行うことを目的とした「全国手話言語市区長会」が設立され、長崎市も当初から参画している。ちなみに、帯広市はこの市区町会には参画していない。



2017年10月から長崎県ろうあ協会長崎支部、全国手話研究会長崎支部、長崎手話サークル、長崎県手話通訳士協会との意見交換会を計5回開催している。そして2019年1月にはパブリックコメントを実施し、2019年3月議会にて可決、4月1日から施行となっている。

【条例の概要】

長崎市の手話言語条例の特徴的なところは、市の役割の中に「学校における理解の促進」、「医療機関における手話の普及」、「災害時等の支援」が明確に書かれているところである。推進方針でも、①知る ②覚える(身につける) ③使う と3つの段階に建て分けられ、手話普及と手話理解の方針が示されている。そしてこの段階に沿って事業の取り組みも計画的に行われる、そういう方針が示されている。

【普及啓発】

条例の制定により、より広く手話を使用しやすい環境整備に力を入れている。その取り組みの一つに、市政テレビ番組「週間あじさい」に、手話を導入して番組を放映している。また市内の中学校に手話通訳者・聴覚障がい者を派遣し、コミュニケーションの方法等についての実演や講義を行う「手話講師中学校派遣事業」も展開をしている。

更には市内の大型の公民館6カ所で、市民向けの手話講座を開催するなど、条例制定後には積極的な普及活動を展開している。

【手話通訳及びサークルの状況】

- ・登録通訳者 126名(県内)
- ・手話通訳士 20人(長崎市登録)
- ・長崎市在住の手話通訳士 7人
- ・手話サークル 1団体

【手話講師中学校派遣事業】

手話言語条例を施行した今年度は、4月1日から令和2年3月31日までで、手話通訳者とろう者二人ペアとなって各中学校で講演を行う。派遣対象者は市内中学校一年生が対象。そして各校一回以上行うとしている。

当初、議決が決まらない内は各学校への周知もできなかったため、4月1日から各中学校への周知が始まったそうだが、36校中22校が派遣授業を受け入れ、担当者はまずまずの出だしたと

話していた。

長崎市には離島の学校もあり、こういうところの派遣は大変だと話していたが、今年度の事業は順調な取り組みとなっている。

【質疑応答】

質：手話通訳の報酬は一回 4,500 円とのことだが、中学校派遣事業も同じ報酬なのか。

答：手話通訳の報酬 4,500 円の中には交通費も含まれる。派遣事業の報酬は、市からろうあ協会に委託をしていることから、ろうあ協会に年間の予算を出している。そしてろうあ協会から派遣されている手話通訳者、そして講師のろう者の方へ謝礼金として支払われている。

質：その予算はどこから出ているのか。

答：福祉費の手話講師派遣事業費として約 70 万円の予算を組んでいる。

質：帯広市は手話講師の派遣も行っているが、各学校で時間をとるのが非常に難しい。長崎市ではどのように 22 校もの学校で行えることができたのか。

答：今年度からの事業だったので出だしは鈍かったが、調整の上 22 校までやっていただけのようになった。

質：手話通訳養成講座で、上級講座から登録手話通訳になられる方はどのくらいいるのか。

答：受講者の中には概ねお仕事をされている方が多く、なかなか増えてないのが現状。通訳者の中には、高齢で辞められる方もおられる。

質：初級講習の人気はありますか。

答：初級は人気があります。

質 :登録手話通訳者になるためには。

答 :5つあり、まず手話認定試験の合格者、そして全国统一試験の合格者、さらに長崎県の手話通訳試験の合格者、そして本市の手話通訳養成講座Ⅲ課程の終了者、そして他県にて手話通訳の資格があればそれも加味し、これらをクリアーして登録通訳者となる。

質 :派遣に関し、公共における派遣は大丈夫だと思うが、例えば身内の結婚式などに派遣をしたいという場合はどうなのか。

答 :今のスキームの中では基本的にはお断りしている。今後、冠婚葬祭などに関する派遣は、今後の検討となる。

質 :テレビ電話などによるリレーサービスは行っているのか。

答 :やっていない。

質 :障がい者を対象とした戸別受信機の無償貸与の資料があるが、この事について伺う。

答 :防災行政無線の放送を受信する戸別受信機で、障がい者には無償で貸与します。また聴覚障がい者向けの文字表示機能のついたものもある。障がい者以外の市民には1万円で購入できる。

【所感】

今年度から施行された長崎市の手話言語条例には、市の役割として(1)学校における理解の促進(2)医療機関における手話の普及(3)災害時等の支援の3つが明確に条例化されており、その「学校における理解促進」を条例制定後に早速「手話講師中学校派遣事業」が実施されている。学校の年間スケジュールはどの自治体も隙間無く埋まっていると思うが、話によると、議決前に動くことはできない中で、4月1日施行後から、福祉課の職員が学校に出向いて丁寧に説明をした結果、36校中22校が今年度実施されている。

平成 18 年に「手話は言語である」という国連の採択、そして国内においては平成 23 年に改正障害者基本法の中に、手話を言語として初めて文言が入った。それから数年の歳月を経て、手話言語条令は 285 の自治体が施行をしている。手話そのものは身近なものになりつつあるが、本当の意味で手話を認知してもらうためには、教育現場は欠かせない。

早い段階から手話に慣れ親しむことは、手話を言語として認知する上で欠かせないことである。つまり教育現場(小中学校)における手話言語の教育は、必須であると私は実感している。まだ帯広においては年間数校しかできていないのが現状である。

本市の手話条例に書かれている「市の責務」には、手話の周知と手話における環境の整備の 2 点しか書かれていない。長崎市のように「学校における理解の促進」という、明確な条例文を帯広市も書いた方が、より手話の充実に繋がるかもしれない。

条例は実行をもって意味をなす。理念だけの条例にしてはならないと感じた。